

敬老乗車証制度の見直し（案）について

敬老乗車証については、本年1月の「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」において、ICカード化・応益負担導入の延期を表明するとともに、将来の応益負担導入までの間、制度の持続可能性を高めるため、6月の「行財政改革計画（案）」において、交付開始年齢や利用者の負担額等の見直しを実施する考えをお示ししたところです。

このたび、行財政改革計画を策定し、敬老乗車証について、「行財政改革計画（案）」に対する市民意見の募集結果や、市会での議論等を踏まえ、制度の持続可能性を高めるとともに、利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながる新たな手法を導入することにより、高齢者の社会参加を支援していくための見直し（案）を取りまとめましたので、御報告します。

【見直しの方針】

	見直しの方針	実施時期
1	持続可能性を高めるため、平均寿命の伸びを踏まえ、 交付開始年齢を段階的に75歳まで引上げ* 。あわせて、 交付対象者を合計所得金額700万円未満の方 とするとともに、 合計所得金額200万円以上700万円未満の階層を細分化 。受益と負担のバランスを踏まえ、 利用者の負担金を段階的に引上げ* 。	令和4年度～
2	利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながるため、従来のフリーパス方式の敬老乗車証に加えて、 新たに回数券方式の敬老バス回数券を導入 するとともに、 民営バス敬老乗車証の適用地域を一部拡大 。	令和5年度～

(注) ※印の事項については、経過措置を講じる。

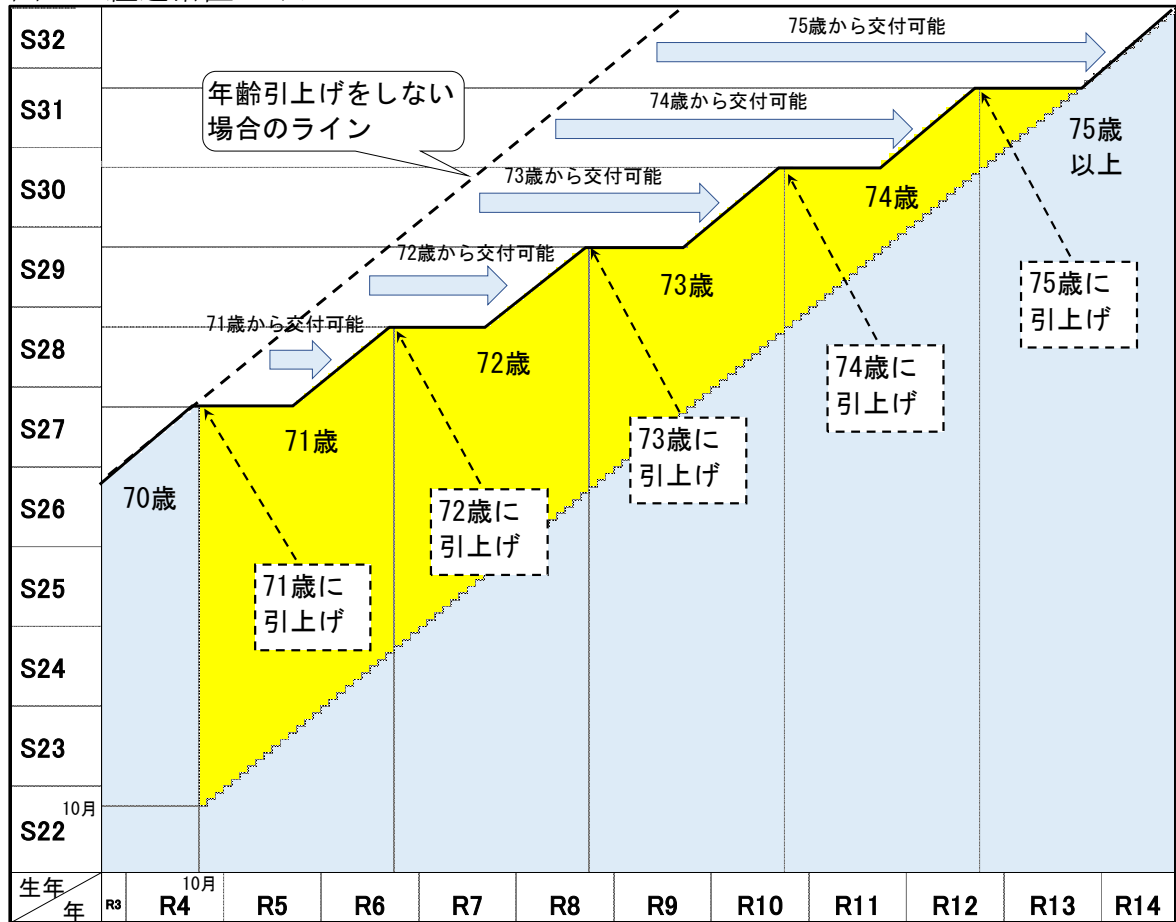
1 見直しの内容

(1) 持続可能性を高めるための見直し<令和4年度～>

ア 交付開始年齢（段階的に75歳に引上げ）

概要	・ 制度創設時の平均寿命は、男性70歳、女性76歳であったが、今日では、それぞれ11歳伸びている等の社会状況の変化を踏まえ、令和4年10月から、段階的に交付開始年齢を75歳に引き上げる。
経過措置	・ 影響緩和のため、経過措置期間を10年間設け、その間2年に1歳ずつ引上げ。

<図1：経過措置のイメージ>



昭和27年10月1日までにお生まれの方 (令和4年9月30日までに70歳になられた方)	見直し後(令和4年10月以降)も 交付可能
昭和27年10月2日～28年10月1日生まれの方 (令和4年10月1日以降に70歳になられる方)	71歳(令和5年10月以降)から交付
昭和28年10月2日～29年10月1日生まれの方 (令和5年10月1日以降に70歳になられる方)	72歳(令和7年10月以降)から交付
昭和29年10月2日～30年10月1日生まれの方 (令和6年10月1日以降に70歳になられる方)	73歳(令和9年10月以降)から交付
昭和30年10月2日～31年10月1日生まれの方 (令和7年10月1日以降に70歳になられる方)	74歳(令和11年10月以降)から交付
昭和31年10月2日以降にお生まれの方 (令和8年10月1日以降に70歳になられる方)	75歳(令和13年10月以降)から交付

イ 交付対象者(合計所得金額700万円未満の方を対象)

概要	<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額700万円以上の方(給与収入でいえば約900万円以上の方)は、交付対象者の所得上位2%であり、公費による支援の必要性が低いと考えられ、普通運賃を御負担いただくことが可能な所得層と考えられるため、令和4年10月から、交付対象者を合計所得金額700万円未満の方とする。
----	--

<表1：合計所得金額が700万円以上の方の人数等(令和2年10月末時点)>

全体		合計所得金額700万円以上の方の人数	合計所得金額700万円以上の方の割合
交付対象者数	315,097人	6,396人	2.03%
上記のうち交付者数	149,611人	1,600人	1.07%

ウ 階層区分（合計所得金額200万円以上700万円未満の階層を細分化）

概 要	<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額 200 万円以上 700 万円未満の階層は、所得状況の幅が大きいことから、より所得の多い層の方には、より多くのご負担をいただくことが可能と考えられるため、階層を「合計所得金額 200 万円以上 400 万円未満」と「合計所得金額 400 万円以上 700 万円未満」の階層に細分化する。
-----	--

エ 負担金（段階的に引上げ）

概 要	<ul style="list-style-type: none"> 敬老乗車証の負担金（年額 3,000 円（市民税非課税階層））は、中高生の市バス地下鉄連絡定期券（年額 93,860 円～129,180 円の最低額）の 3%程度であり、これが 10%程度（9,000 円）になるよう、令和 4 年 10 月から負担金を段階的に引き上げる。これにより、一人当たり事業費（年間約 3.8 万円）に対し、約 10 分の 1 だった負担金が約 4 分の 1（残り約 4 分の 3 はなお市税負担）になる。 上記に伴い、市民税課税階層の各負担金は、現行の非課税階層の負担金との比が同じになるよう設定する。これにより、月 750 円～3,750 円の御負担（中高生の市バス地下鉄連絡定期券の半額以下）で、市バス・地下鉄にフリーパスで御利用いただけることとなる。 （参考）市バス地下鉄共通全線定期券：年額 205,520 円
激変緩和措置	<ul style="list-style-type: none"> 激変緩和のため、令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月末までは、令和 5 年 10 月以降の負担金の 3 分の 2 に抑制する。

<表 2：階層区分及び負担金（年額）の対照表>

現行の階層区分	現行の額	構成比		見直し後の階層区分	見直し後の額	
					令和 4 年度	令和 5 年度～
市民税非課税	3,000 円 (*約 3%)	63.64%	→	市民税非課税	6,000 円	9,000 円 (*約 10%)
市民税課税で、合計所得金額が 200 万円未満	5,000 円	23.49%	→	市民税課税で、合計所得金額が 200 万円未満	10,000 円	15,000 円
市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 700 万円未満	10,000 円	6.60%	→	市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満	20,000 円	30,000 円
市民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上 (※)	15,000 円	1.07%	→	市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満	30,000 円	45,000 円

(注 1) 「市民税非課税」欄の(*)は、中高生の市バス・地下鉄連絡定期券との比

(注 2) 「市民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上」区分 (※) は、見直し後、対象外

(注 3) 生活保護受給者等は見直し後も無料

<表 3：事業費総額に占める利用者負担の割合>

令和 2 年度 予算	利用者負担 13%	市税負担 87%
令和 14 年度 見込み	利用者負担 34%	市税負担 66%

(2) 利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながる見直しく令和5年度～>

ア 回数券方式の敬老バス回数券の導入

概要	<ul style="list-style-type: none"> 負担金の額ほど利用しない高齢者層の社会参加を支援するため、従来のフリーパス方式の敬老乗車証の他に、市内のバス路線に限定した回数券方式の敬老バス回数券を令和5年度から新たに導入する。
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> 敬老乗車証の交付対象者であって、従来のフリーパス方式の敬老乗車証の交付を受けない方(従来のフリーパス方式の敬老乗車証との併給不可)。
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> 敬老バス回数券の額面の半額を利用者が負担し、残り半額を公費負担。公費負担の限度は1人当たり年間5千円(額面が1万円まで交付可能)。
対象バス路線	<ul style="list-style-type: none"> 市バスの他、導入に協力の得られる民営バスが運行する市内バス路線を対象とする。

※なお、導入5年後に利用状況等の制度検証を行う。

イ 民営バス敬老乗車証の適用地域の一部拡大

概要	<ul style="list-style-type: none"> 民営バス敬老乗車証は、民営バスのみ運行している地域に限定して交付しているが、交付率の行政区間での格差を緩和するため、民営バス敬老乗車証の適用地域を令和5年度から一部拡大する。
対象バス路線・区間	<ul style="list-style-type: none"> 交付率が全市平均を下回る行政区の中から、市バス・民営バスの運行状況を勘案の上、協力の得られる民営バスが運行する路線・区間の一部を対象とする。

2 効果の見込み

(1) 交付率等の見込み

交付開始年齢引上げの経過措置終了後初年度(令和14年度)の交付率

	令和2年度	令和14年度
交付率	47.48%	60%程度
対象者数	315,097人	約263,000人
交付者数	149,611人	約158,000人

※数値は令和14年度以外実績値

(2) 財政効果の見込み

ア 交付開始年齢引上げの経過措置終了後初年度（令和14年度）の財政効果

令和14年度		
A	市税負担①（現状のまま何も見直さない場合）	58億円
B	市税負担②（持続可能性を高めるための見直し後）	20億円
C	市税負担③（利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながる見直し後）	5億円
D	見直し後の市税負担の合計（B+C）	25億円
E	財政効果（D-A）	▲33億円

イ 令和4～7年度の財政効果（累計額）

令和4～7年度		
A	市税負担①（現状のまま何も見直さない場合）	220億円
B	市税負担②（持続可能性を高めるための見直し後）	132億円
C	市税負担③（利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながる見直し後）	17億円
D	見直し後の市税負担の合計（B+C）	149億円
E	財政効果（D-A）	▲71億円

3 今後のスケジュール

本日御報告した内容を基に、更に検討の上、本年9月市会に、関連議案を付議し、御審議いただけるよう、取り組んでまいります。

(参考) 敬老乗車証制度の概要

制度創設	昭和48年
対象者	満70歳以上の希望者 (R2年度: 15.0万人) <参考: 70歳以上人口: S40年8万人→R2年31.5万人>
事業内容	市バス, 地下鉄, 一部エリアで特定の民間バスを無償で使用できる乗車証を交付し, 本市が利用者に代わって, 交通事業者の運賃相当額を負担
利用者負担 (年額)	生活保護受給者等 0円 市民税非課税の方 3,000円 市民税課税の方で合計所得が200万円未満の方 5,000円 " 200~700万円未満の方 10,000円 " 700万円以上の方 15,000円
事業規模 (R3予算)	(支出) 交通事業者への負担金 58億円 (収入) 利用者負担 6億円 →本市負担は52億円
実施状況	全国で実施している都市は限られており, 政令指定都市では13市で実施。その他4市は廃止済み, 3市は元々実施していない。